

日向市個人番号カード等を利用した多機能端末機による証明書等交付に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年9月28日

日向市長 西 村 賢

日向市告示第202号

日向市個人番号カード等を利用した多機能端末機による証明書等交付に関する要綱の一部を改正する告示

日向市個人番号カード等を利用した多機能端末機による証明書等交付に関する要綱（令和6年日向市告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（交付する証明書等） 第3条 多機能端末機により交付する証明書等は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2） [略] （3） 交付要求をした日の属する年度分に係る<u>市県民税課税証明書、市県民税所得証明書及び市県民税所得課税証明書</u>（交付請求した日の属する年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあっては、交付請求をした日の属する年度の前年度分に係るもの） （4）・（5） [略]	（交付する証明書等） 第3条 多機能端末機により交付する証明書等は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2） [略] （3） 交付要求をした日の属する年度分に係る<u>市県民税課税証明書及び市県民税所得証明書</u>（交付請求した日の属する年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあっては、交付請求をした日の属する年度の前年度分に係るもの） （4）・（5） [略]

附 則

この告示は、令和8年10月5日から施行する。